

森林環境税資料

	(頁)
1 奈良県森林環境税の導入経緯	1
2 奈良県森林環境税・使途事業の実績	2
3 奈良県の森林(施業放置林)の現状	3
4 新たな森林環境管理制度の導入	4
新たな森林環境管理制度の基本的な考え方	5
5 奈良県森林環境税の継続について	6
6 奈良県森林環境税(第3期課税期間終了後)のあり方について整理した論点	7
7 論点1 森林環境譲与税と奈良県森林環境税との棲み分け	
森林環境譲与税と県森林環境税の使途の整理(案)①	8
森林環境譲与税と県森林環境税の使途の整理(案)②	9
8 論点2 第4期(使途事業見直し後)の財政需要を踏まえた、税率の妥当性	10
森林整備等にかかる自治体の超過課税(森林環境税等)の導入状況	11
R3年度における現行税率による税収見込みと使途事業(案)による財政需要額	12
9 論点3 第4期の使途事業と課税趣旨との整合性	13
10 奈良県森林環境税及び法人県民税の特例制度の検討スケジュール	14

1 奈良県森林環境税の導入経緯

➤ 奈良県の豊かな森林を貴重な県民全体の環境資源として、将来に向けて引き継ぐため、森林環境税を導入。



手入れの行き届いた人工林



身近な里山林

奈良県森林環境税条例(抜粋)

(課税の趣旨)

第一条 県は、県土の保全、災害の防止、自然環境の保全、水源の
かん養等すべての県民が享受している森林の有する公益的機能
の重要性をかんがみ、**県民の理解と協力の下に、森林環境の保
全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に関する施
策に要する経費の財源を確保**し、ひいては林業労働者の雇用の
確保等に資するため、奈良県税条例に定める県民税の均等割の
税率の特例として森林環境税を課する。

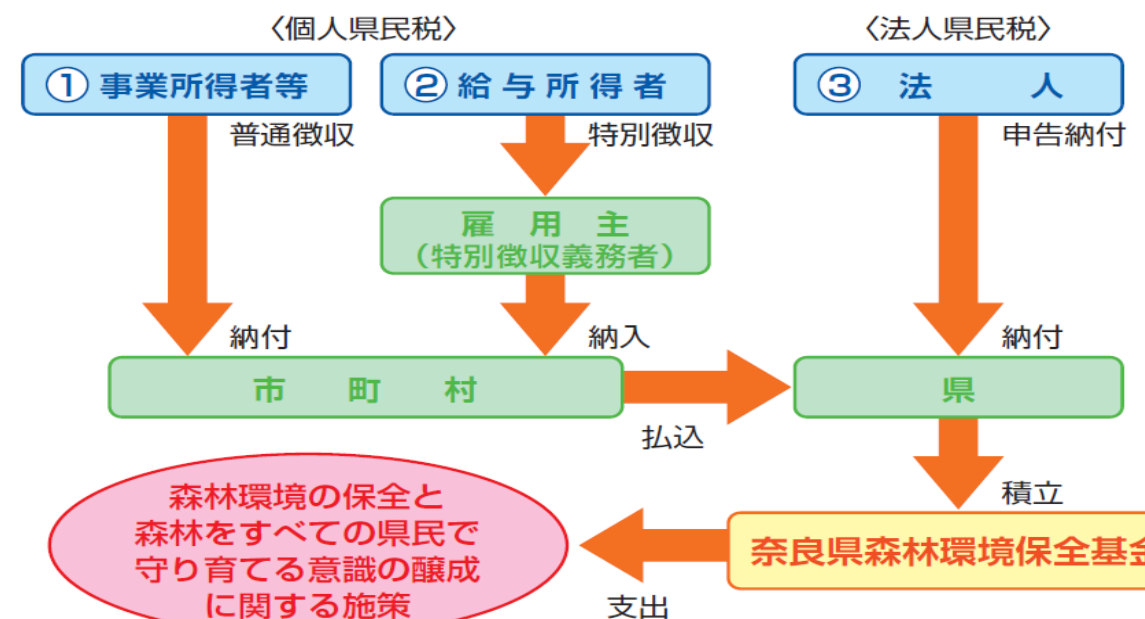
【課税のしくみ】

○課税方法…「県民税均等割」に上乗せする方法

○税 率…個人:年額500円

法人:森林環境税課税前の均等割額の5%相当額

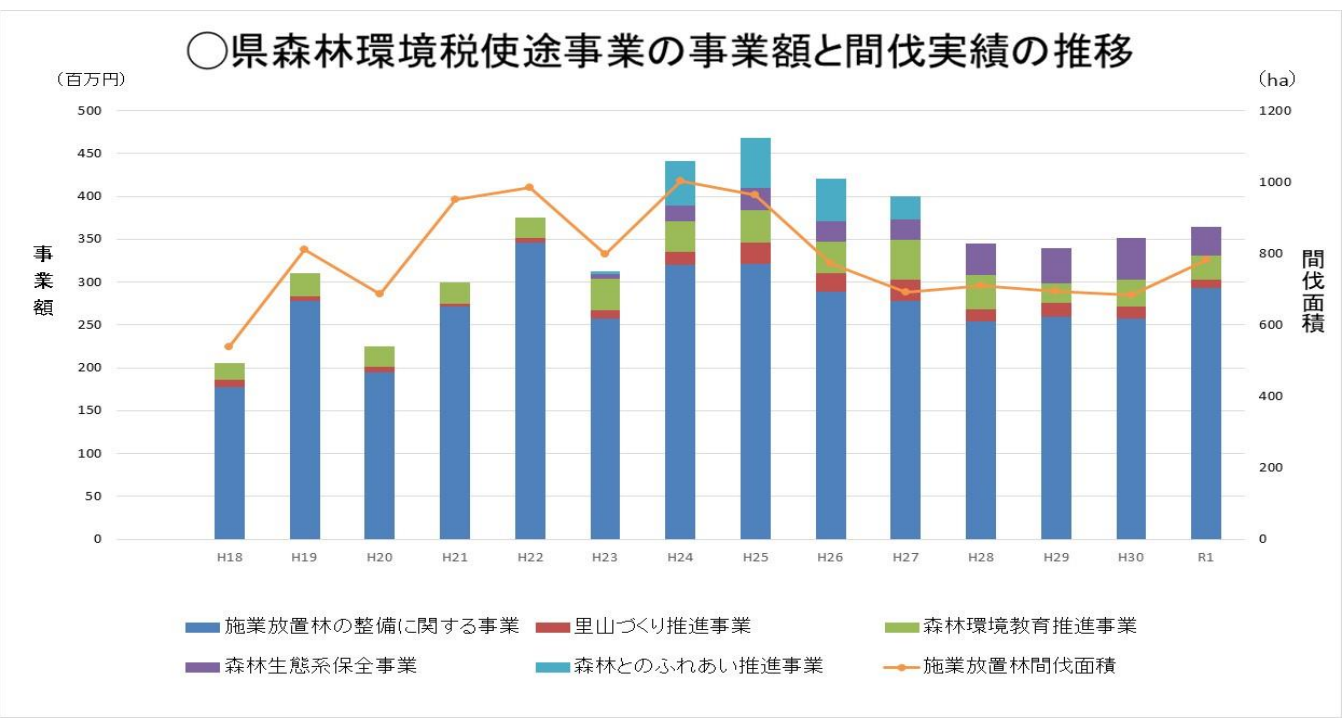
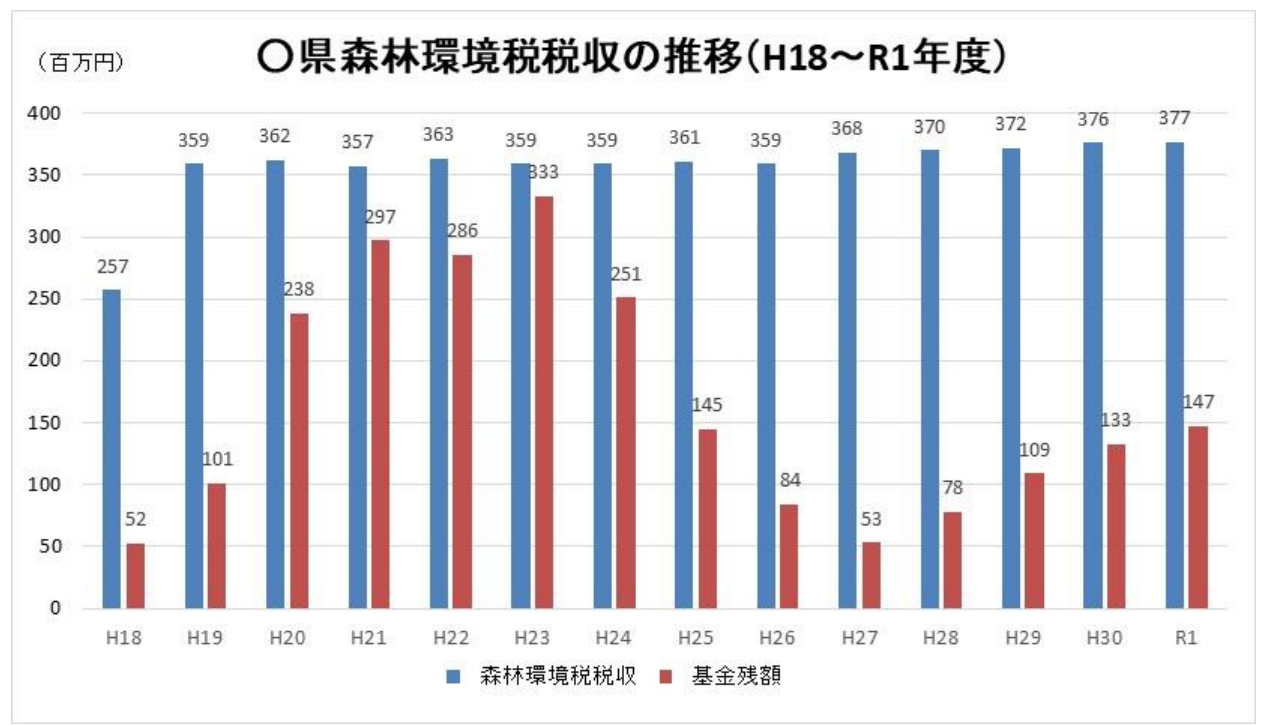
仕組みのイメージ



2 奈良県森林環境税・使途事業の実績

➤ H18年度の奈良県森林環境税導入以来、施業放置林整備(強度間伐)や森林環境教育等を実施し、森林機能の回復、県民の森林を守り育てる意識の醸成を図った。

施業放置林整備(間伐) 約11,000ha **里山づくり事業 延べ約300箇所** **森林体験学習参加者 延べ約30,000人**



【使途事業を活用した事業の状況】

施業放置林整備事業



間伐前の人工林



間伐後の人工林

森林環境教育指導者養成研修事業



森林環境教育の小プログラムの実演



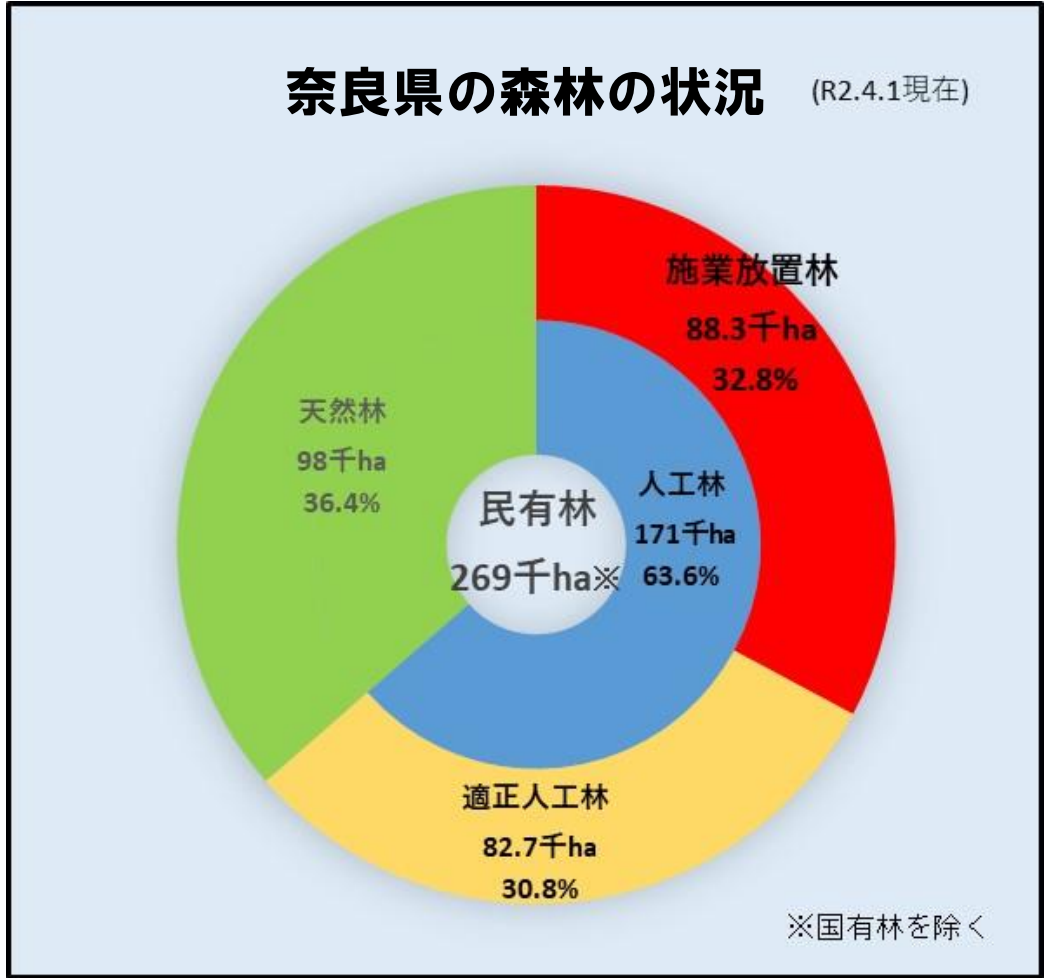
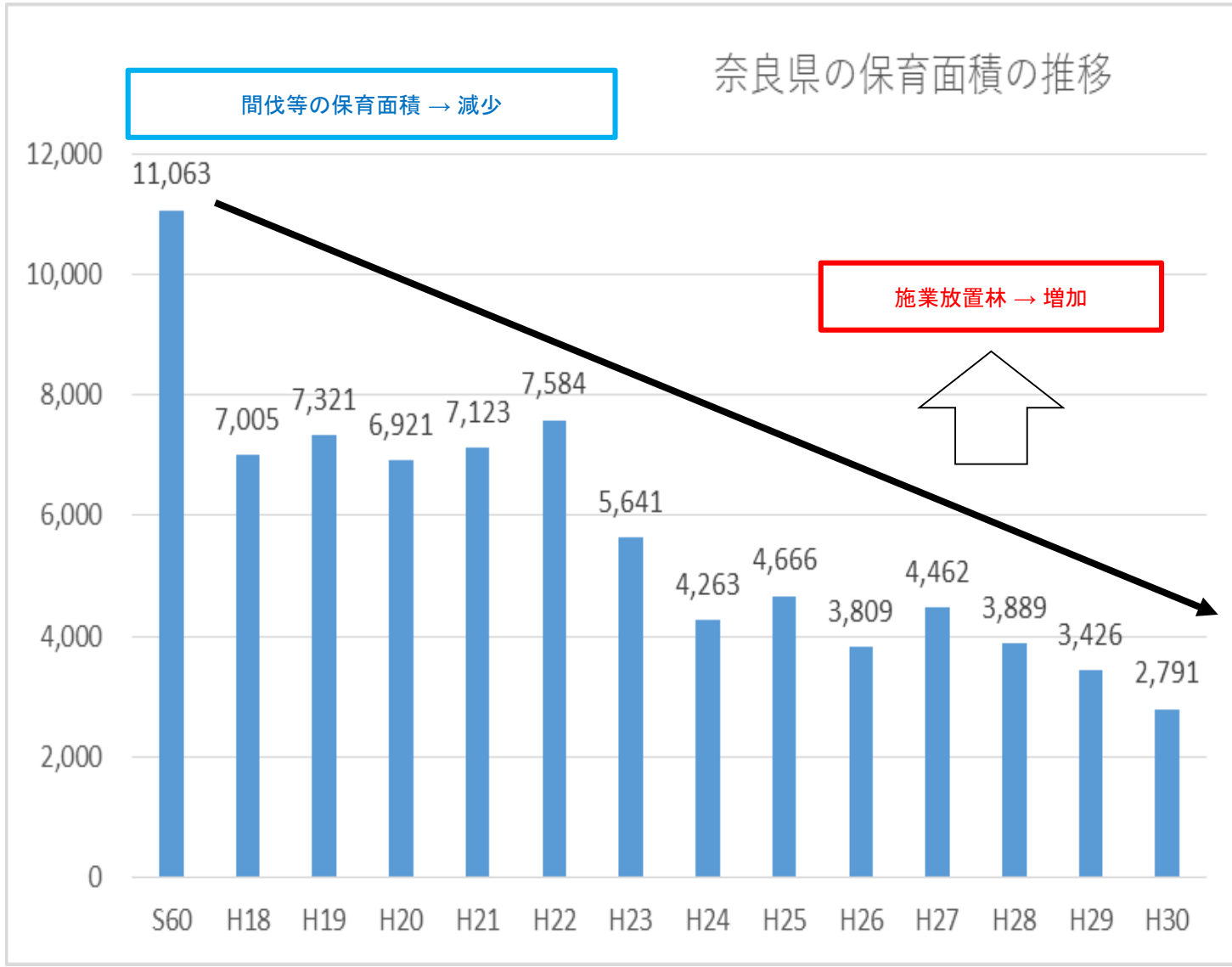
「木工の基礎と切削技術」実技研修

3 奈良県の森林（施業放置林）の現状

■施業放置林：約88千ヘクタール(R2年4月現在) 県内人工林面積の約5割

○奈良県森林環境税導入後(H18年度～)、その用途事業として約11千ヘクタールの施業放置林の間伐を実施してきたが、一方で、森林所有者自らが行う間伐等の保育面積の減少などもあり、今なお、約88千ヘクタールの施業放置林が存在。

→ 森林環境の悪化、防災機能の低下



4 新たな森林環境管理制度の導入

- スイスの森林管理制度を参考に、「奈良県森林環境の維持向上により森林と人との恒久的な共生を図る条例」を施行（R2年4月）
- 本条例に基づき、本県独自の新たな森林管理の形として①森林資源生産、②防災、③生物多様性保全④レクリエーションの4機能を発揮させることとし、そのため、県内の森林を植生環境に適合させる**4つの区分（①恒続林、②適正人工林、③自然林、④天然林）**にゾーニングして、必要な施策・事業を計画的に推進
- **市町村等と連携**して、「森林環境譲与税」及び「県森林環境税」の活用を視野に入れて、**恒続林化を計画的・重点的に推進**

①恒続林(道路・集落近傍)

環境保全を主目的に、木材生産にも資するよう、地域特性に応じた種類の樹木が異なる樹齢・高さの状態となる森林に誘導する。



②適正人工林(恒続林より奥山)

適正に管理されているスギ、ヒノキ等の人工林とするための施業を促進する。



③自然林(適正人工林より奥山)

スギ、ヒノキ等の人工林を地域特性に応じた種類の樹木が混交する森林に誘導することにより、自然の遷移による環境保全を図る。



④天然林

地域の原植生の森林を維持。

4 新たな森林環境管理制度の導入

新たな森林環境管理制度の基本的な考え方

課題

長引く木材価格の低迷等により施業放置林が増加

森林環境が悪化し、森林の防災機能が低下

森林の多面的機能をいかなる状況の下でも恒久的に発揮し続けさせるためには、新たな挑戦が必要(新たな森林環境管理制度の導入)

「奈良県森林環境の維持向上により森林と人との恒久的な共生を図る条例」の制定 (R2.4.1)

対応策

4つの森林(恒続林、適正人工林、自然林、天然林)のいずれかに誘導

森林環境管理を実践・指導する能力を持つ人材の養成

新条例に基づき 取り組む新たな施策

〈混交林誘導整備〉
恒続林・自然林への誘導

〈奈良県フォレスター
アカデミーの運営〉
奈良県フォレスター等の養成

目指すべき姿

森林と人との恒久的な共生

森林の4機能(森林資源生産、防災、生物多様性保全、レクリエーション)を高度に発揮させることにより森林の恵沢を享受し、森林と人との良好な関係を永続的に構築

5 奈良県森林環境税の継続について

- ①奈良県森林環境税導入後(H18年度～)、これまで毎年度約3億円前後の使途事業により、約11千ヘクタールの施業放置林対策(事業主体:県(市町村委託))を進めてきたが、今なお、約88千ヘクタールの施業放置林が存在。
- ②県内市町村に譲与される森林環境譲与税(R3～7年度の5年間合計約42億5千万円)の全額を充当して、市町村が森林整備を行うとしても、施業放置林全体約88千ヘクタールの約1割(約10千ヘクタール)の対策に留まる。
- ③「奈良県森林環境の維持向上により森林と人との恒久的な共生を図る条例」(令和2年4月施行)に基づき、県と市町村が連携して、本県における新たな森林環境管理制度の運用を本格化させる必要があり、財政需要額が更に増加。

以上を踏まえ、森林環境譲与税と奈良県森林環境税を事業推進の両輪として、その棲み分け(使途事業・事業量等)を整理・検討する。

6 奈良県森林環境税（第3期課税期間終了後）のあり方について整理した論点

論点1 森林環境譲与税と奈良県森林環境税との棲み分け

- 森林環境譲与税の使途が、奈良県森林環境税の使途事業と重なるため、第4期も奈良県森林環境税を課税する必要性が認められるのか。

[地方税法第1条第1項第5号]

標準税率 地方団体が課税する場合に通常よるべき税率でその財政上その他の必要があると認める場合においては、これによることを要しない税率をいい、総務大臣が地方交付税の額を定める際に基準財政収入額の算定の基礎として用いる税率とする。

論点2 第4期(使途事業見直し後)の財政需要を踏まえた、税率の妥当性

- 第4期に奈良県森林環境税を課税する場合、使途事業の財政需要を踏まえて、現行の500円(個人)と5%(法人)の税率が妥当か。

論点3 第4期の使途事業と課税趣旨との整合性

- 新たな森林環境管理制度のもとで新たに必要となる事業は、奈良県森林環境税条例の課税趣旨に合致するのか。

[奈良県森林環境税条例]

(課税の趣旨)

第1条 県は、県土の保全、災害の防止、自然環境の保全、水源のかん養等すべての県民が享受している森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、県民の理解と協力の下に、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策に要する経費の財源を確保し、ひいては林業労働者の雇用の確保等に資するため、奈良県税条例に定める県民税の均等割の税率の特例として森林環境税を課する。

論点4 課税期間途中での妥当性や有効性の評価の仕組み

- 前回の見直しに際しては、その検討を見直し期限を迎える年度に開始したが、答申を踏まえて、今回は期限の前年度から検討を開始している。

森林環境譲与税と県森林環境税の用途の整理(案)①

○森林環境譲与税の用途

市町村事業：森林経営管理法に基づく森林整備等、森林環境教育や森林生態系保全などの事業、奈良県フォレスター(県職員)の受入

県事業：市町村が実施する森林経営管理法に基づく森林整備等への支援(森林情報(樹種、樹高等)の提供等)

○奈良県森林環境税の用途

「奈良県森林環境の維持向上により森林と人との恒久的な共生を図る条例」に基づく
県事業

例)○混交林誘導整備(施業放置林の恒続林への誘導)

○人材育成(奈良県フォレスターアカデミー運営)

○市町村支援(同アカデミーを卒業した奈良県職員をフォレスターに任命し、市町村に長期駐在) 等

森林環境教育や森林生態系保全などの事業のうち、市町村域を越えた県事業

7 論点1 森林環境譲与税と奈良県森林環境税との棲み分け

森林環境譲与税と県森林環境税の用途の整理(案)②

区 分		県森林環境税		森林環境譲与税	
		県		市町村	県
		現行	R3~	R3~	R3~
施業放置林の整備	(新)混交林誘導整備(恒続林への誘導)		○		
	強度間伐	○		○	
人材育成・担い手の確保	(新)フォレスターアカデミー運営(開校はR3~)		○		
	(新)フォレスター人件費(卒業はR5~)		△ (検討中)	○ (委託料として充当)	
	市町村実施(森林経営管理制度実務者)			○	
市町村が実施する森林経営管理法に基づく森林整備等に対する支援					○
里山づくりの推進	広域実施				
	市町村実施(里山、竹林整備)	○		○	
森林環境教育の推進	広域実施(県内小学5年生向け副読本作成・配布)	○	○		
	市町村実施(幼~中学生への森林環境教育への補助)	○		○	
森林生態系の保全 (ナラ枯れ、獣害対策)	広域実施(被害調査、情報提供)	○	○		
	市町村実施(被害防除)	○		○	
木材利用の推進	広域実施				
	市町村実施(木材利用の啓発)			○	

○実際充当、■空欄は充当可能

- 本県においては、奈良県森林環境税をH18年度から導入しているが、当初より現行の税率を採用
- 現在、全国で37府県1市が独自課税を導入しており、R元年度の森林環境譲与税導入後も全ての自治体が従前の税率等を維持
- 本県で行った県民アンケート（R元年11月～12月実施）においても、今後も現行税率を負担することについて、個人83%、企業84%が「賛成」と回答

森林整備等にかかる自治体の超過課税（森林環境税等）の導入状況

○導入状況

- ・H15年度に高知県で導入されて以来、現在37府県、1市で導入。
- ・導入した府県等の多くは時限措置（主に5年間）としているが、全て期限到来時に延長
- ・課税方式：府県民税均等割の超過課税
- ・課税額・率：個人 300円～1,200円（うち本県を含め20県が500円）
法人 5%～11%（うち本県を含め19県が5%）

○主たる事業

- ・森林整備・保全（37府県1市） ・普及啓発（35府県1市） ・木材利用促進（24府県）
- ・森林環境教育（22県1市） ・担い手支援（8府県）など

○見直し状況

- ・H30年度末及びR元年度末に期限を迎えた自治体の対応
H30年度末：4県1市（群馬県、愛知県、三重県、岡山県、横浜市）
R元年度末：6県（鳥取県、島根県、山口県、愛媛県、熊本県、鹿児島県）
→全て従前の税率を維持したまま期限を延長

8 論点2 第4期（使途事業見直し後）の財政需要を踏まえた、税率の妥当性

R3年度における現行税率による税収見込みと使途事業（案）による財政需要額

■現行税率によるR3年度税収額（見込み）＝約3.8億円

○税率：個人 500円、法人 従前の均等割額の5%相当額

■使途事業（案）によるR3年度財政需要額＝約3.8億円

○下表のとおり

R3年度 使途事業（案）

区分		金額 (億円)	事業概要
環境管理 新たな森林 導入経費	混交林誘導整備 (恒続林・自然林誘導)	1.8	ギャップ伐＋植栽＋獣害対策＋環境整備 年間約220ha※ × @800千円/ha ※5カ年平均面積
	人材養成 (フォレスターアカデミー 運営費)	1.2	講師謝金、講習委託、スイス連携、非常勤人件費等 40 林業機械リース、保守、保険等 26 その他経費(機器等更新、学生募集等) 58
継続事業 経費	森林環境教育	0.4	教科書副読本等配付、森林環境教育指導者養成(教員)など
	生態系保全	0.4	森林被害(病虫害)状況把握、ツキノワグマ、ニホンジカ調査・対策
計		3.8	

○第4期の使途事業(案)は、奈良県森林環境税条例第1条の課税趣旨に定める「森林環境の保全」に含まれると認識

【混交林誘導整備】

- ・施業放置林の恒続林への誘導は「森林環境の保全」に該当

【奈良県フォレスターアカデミー運営】

- ・奈良県フォレスターアカデミーにおける、奈良県フォレスター、林業事業体の経営ができる幹部候補、森林づくりの担い手である森林作業員の養成は「森林環境の保全」に寄与

10 奈良県森林環境税及び法人県民税の特例制度の検討スケジュール

➤ 森林環境税及び法人県民税の特例制度の課税期間がR2年度で終了するため、税制調査会の答申に向けて必要な検討を行う。

